

（仮称）新宿駅周辺地域における路上
飲酒の制限等に関する条例 骨子（案）
に関する

「パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方」

令和 6 (2024) 年 5 月

新 宿 区

【目 次】

- 1 パブリック・コメントの実施結果（概要）
・・・・・・・・ 1
- 2 （仮称）新宿駅周辺地域における路上飲酒の制限等に関する条例 骨子（案）に関するパブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方
・・・・・・・・ 2

1 パブリック・コメントの実施結果（概要）

1 パブリック・コメント

（１） 実施期間

令和6年3月5日（火）から令和6年3月29日（金）まで

（２） 意見提出者および提出方法

意見提出者 11名・団体

ホームページ	2名・団体
持参	7名・団体
ファックス	2名・団体
郵送	0名・団体
合計	11名・団体

（３） 意見数および意見の条例への反映等

意見数 34件

意見項目の内訳		件数
1	条例の目的・定義・責務に関すること	3件
2	路上飲酒の制限に関すること	6件
3	酒類の販売自粛に関すること	3件
4	条例の制限期間に関すること	6件
5	指導・罰則に関すること	5件
6	迷惑行為の禁止に関すること	3件
7	その他	8件
	合計	34件

意見の条例への反映等

A	意見を反映する	1件
B	意見の趣旨は、区の方向性と同じ	3件
C	意見の趣旨に沿って条例を推進する	0件
D	今後の参考とする	5件
E	意見として何う	23件
F	質問に回答する	2件
G	その他	0件
	合計	34件

2 （仮称）新宿駅周辺地域における路上飲酒の制限等に関する条例 骨子（案）に関するパブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方

令和6年3月5日（火）から3月29日（金）にかけて実施した、（仮称）新宿駅周辺地域における路上飲酒の制限等に関する条例 骨子（案）に関するパブリック・コメントにおける、意見要旨及び区の考え方をまとめたものです。

[意見提出者及び意見数]

意見提出者 11名・団体 意見数 34件

《記載内容は、以下の項目を設け整理しています。》

項 目	説 明
【意見項目】	頂いたご意見の内容が、意見項目のどの分野に該当しているかを示しています。
【意見要旨】	基本的には、原文を記載していますが、誤字脱字の修正及び文章の要約を行っています。
【区の考え方】	頂いたご意見について、素案の施策の方向性に関するものについては、区の考え方を示しています。（計画への反映等については、A～Gで示しています。A～Gの分類については、パブリック・コメント実施結果概要（P.1）をご確認ください。） また、区に対する質問については、回答を記述しています。

No.	意見項目	意見要旨	意見の反映等	区の考え方
1	1 目的	渋谷区でも、毎年ハロウィンや年末年始の時期には、路上飲酒や迷惑行為への対策に苦慮してきました。今回、渋谷駅周辺地域の安全で安心な環境の確保に関する条例の効果により、そうした対策の負担が減りましたが、新宿区でもそうした条例ができることを非常にありがたく感じています。	B	ご意見の趣旨は、区の方向性と同じです。区では、ハロウィン時期等混雑が想定される時期において、新宿駅周辺での路上飲酒を制限し、並びに迷惑行為及び来街者の過度な集中による事故等を防止するため、今回制定しようとしている条例により、新宿駅周辺地域の安全で秩序ある環境の確保を目指してまいります。
2	1 目的	渋谷では、泥酔者の横断歩道の問題、器物破損、警官への暴力など、歌舞伎町とは問題が違っていると感じています。	E	ご意見として伺います。シネシティ広場などの道路上においては、昨年のハロウィン時期に来街者が増加し、翌日には大量のごみが散乱していたという状況がありました。来街者のさらなる増加により、路上飲酒を起因とした迷惑行為や雑踏事故を防止することが、今回制定しようとしている条例の目的です。
3	1 目的	条例は、路上飲酒により迷惑行為を行う事を禁止する条例ですか。目的の文章が曖昧です。路上飲酒により来街者の過度の集中を禁止する条例ですか、目的の文章が分かりません。路上禁酒の制限を規定しています。法律を越える条例の設定は可能ですか。条例は法律を超えてはならないというルールがあると思います。	F	ご質問に回答します。今回制定しようとしている条例の目的は、人が集まって路上等で飲酒することにより、迷惑行為や雑踏事故が発生する危険性が高いと考えられる新宿駅周辺地域において、ハロウィン時期等に限定した上で、路上飲酒を制限し、迷惑行為や雑踏事故による危険を未然に防止することです。条例により路上飲酒を制限することは、公共の利益に資する必要最小限の制限であり、法令に違反するものではありません。
4	2 飲酒	飲酒トラブルのニュースを見る度に、お酒というものは百害あって一利無しだなと思っていました。既に前例のあるトラブルは未然に防ぐのが賢明です。私は路上飲酒の制限、果てには禁止してもいいと思います。お酒が無いと楽しくないと言うのなら、それは元から楽しくないのです。	E	ご意見として伺います。路上飲酒行為自体は、法律等で禁止されているものではありません。一方で、路上飲酒を起因として、迷惑行為や雑踏事故を防止する必要があることから、ハロウィン時期等に限定した上で、今回制定しようとしている条例により路上飲酒を制限し、迷惑行為や雑踏事故を防止したいと考えています。
5	2 飲酒	今回の条例案は、路上飲酒を恣意的に禁止するものであり、行き過ぎた規制であると考えます。路上飲酒は、必ずしも迷惑行為に繋がるわけではありません。むしろ、多くの人にとってコミュニケーションの手段の一つであり、禁止することは文化の喪失にも繋がる恐れがあります。	E	ご意見として伺います。今回制定しようとしている条例の目的は、人が集まって路上等で飲酒することにより、迷惑行為や雑踏事故が発生する危険性が高いと考えられる新宿駅周辺地域において、ハロウィン時期等に限定した上で、路上飲酒を制限し、迷惑行為や雑踏事故による危険を未然に防止することです。条例により路上飲酒を制限することは、恣意的なものではなく、公共の利益に資する必要な規制です。
6	2 飲酒	路上飲酒は、個人の自由の一つであり、それを行政が規制するのは行き過ぎた行為と考えられます。	E	ご意見として伺います。今回制定しようとしている条例の目的は、人が集まって路上等で飲酒することにより、迷惑行為や雑踏事故が発生する危険性が高いと考えられる新宿駅周辺地域において、ハロウィン時期等に限定した上で、路上飲酒を制限し、迷惑行為や雑踏事故による危険を未然に防止することです。条例により路上飲酒を制限することは、公共の利益に資する必要な規制です。
7	2 飲酒	路上飲酒は、飲食店にとって重要な客源の一つです。今回の条例案が施行されると、飲食店の売り上げが減少する恐れがあります。路上飲酒の禁止よりも、路上飲酒のマナー啓蒙活動に力を入れるべきと考えます。	E	ご意見として伺います。今回制定しようとしている条例の目的は、人が集まって路上等で飲酒することにより、迷惑行為や雑踏事故が発生する危険性が高いと考えられる新宿駅周辺地域において、ハロウィン時期等に限定した上で、路上飲酒を制限し、迷惑行為や雑踏事故による危険を未然に防止することです。条例により、飲食店内で飲酒することを制限するものではありません。また、来街者に向けた飲酒を含めたマナー啓蒙活動については、今後実施してまいります。

No.	意見項目	意見要旨	意見の反映等	区の考え方
8	2 飲酒	路上飲酒をする人が集まれる場所を確保することで、路上飲酒を抑制することができます。	E	ご意見として伺います。 路上飲酒する人が集まることができる場所を確保することで、路上飲酒を起因とした迷惑行為や雑踏事故を防止するという今回制定しようとしている条例の目的を達成することは、困難であると考えています。
9	2 飲酒	シネシティ広場でのイベント開催時のみ、広場内の飲酒は届出等により、お認めいただけますと幸いです。	E	ご意見として伺います。 今回制定しようとしている条例におけるシネシティ広場での飲酒を制限する時期については、現時点で、ハロウィン時期のみとし、その時期にシネシティ広場で酒類を提供するイベントについては、条例の趣旨を踏まえ、主催者に対して酒類の販売自粛を要請します。 現時点で、それ以外の時期で路上飲酒を制限する予定はありませんが、今後、路上飲酒に起因する迷惑行為や雑踏事故等の危険性があると認められる時期においては、規制を掛けることを検討します。
10	3 販売	対象区域外では酒類を購入できるため、抜け穴ができないようにすることが必要だと思います。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 今回制定しようとしている条例による酒類の販売自粛要請を行うことを考えているのは、新宿駅周辺地域のうち路上飲酒を制限する区域が対象ですが、対象範囲の外で購入し、持ち込む可能性もあることから、対象範囲に近接する酒類販売店に対して、酒類販売を控えていただくようお願いをする予定です。
11	3 販売	大久保公園やシネシティ広場等でのイベント時にアルコールを販売すると路上に持って行ってしまうと思います。路上飲酒制限を実現するためには、持ち出さないような対策が必要だと思います。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 ハロウィン時期等には、酒類の販売の自粛を求めることとしており、その時期にシネシティ広場で酒類を提供するイベントについては、今回制定しようとしている条例の趣旨を踏まえ、主催者に対して酒類の販売自粛を要請します。 また、大久保公園については条例で考えている飲酒を制限する範囲の外となりますが、ハロウィン時期等には、酒類販売を控えていただくようお願いをする予定です。
12	3 販売	酒類の販売自粛要請については、路上飲酒だけではなく歌舞伎町や新宿周辺にある持ち込み可能な飲食店やカラオケボックス等に関して多大な影響があるので問題が多いと感じます。特に一部のカラオケボックスに関しては他店に比べて持ち込み可で安い料金で集客をしているため、個別店舗への狙い撃ちになると思われます。	E	ご意見として伺います。 今回制定しようとしている条例の目的は、人が集まって路上等で飲酒することにより、迷惑行為や雑踏事故が発生する危険性が高いと考えられる新宿駅周辺地域において、ハロウィン時期等に限定した上で、路上飲酒を制限し、迷惑行為や雑踏事故による危険を未然に防止することです。 路上飲酒の制限を実効性のあるものとするためには、酒類の販売自粛を要請する必要があると考えます。 あくまで、迷惑行為や重大な雑踏事故の防止を目的としており、個別店舗への狙い撃ちではありません。
13	4 期間	期間案については、ハロウィン時期とされていますが、渋谷区の条例でも年末年始も具体的な対象期間となっております。年末年始も期間として追加されることを希望します。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 今回制限するのは、路上飲酒を起因とした迷惑行為や雑踏事故が発生する危険性が高いと考えられるハロウィン時期であり、年末年始については、今年のハロウィン時期における混雑状況と警備対策での効果を踏まえ、必要性和対応方法を検討していきます。

No.	意見項目	意見要旨	意見の反映等	区の考え方
14	4 期間	シネシティ広場等特定のエリアについては、年間を通して、路上飲酒や迷惑行為が発生しており、期間を定めず年間を通して本条例を適用する必要性を感じております。来街者の迷惑行為(座り込み、路上飲酒、不法侵入、施設の不正利用等)への対応が、重要課題となっております。歌舞伎町ルネッサンス憲章で掲げられる「安全で安心な美しいまちをつくります。」というビジョンの達成には、シネシティ広場周辺を中心として起きている上記の迷惑行為の解消が必要だと考えます。	E	ご意見として伺います。 今回制定しようとしている条例の目的は、人が集まって路上等で飲酒することにより、迷惑行為や雑踏事故が発生する危険性が高いと考えられる新宿駅周辺地域において、ハロウィン時期等に限定した上で、路上飲酒を制限し、迷惑行為や雑踏事故による危険を未然に防止することです。 区では、歌舞伎町ルネッサンス推進協議会の下、地元・事業者、一般社団法人歌舞伎町タウン・マネジメント、関係行政機関、NPO、ボランティア等と一体となって、地域活性化に取り組んでいます。シネシティ広場では、イベントの誘致・開催を強化し、新たな賑わいを創出し、誰もが安心して楽しめるまちとなるよう、環境改善を図るとともに、迷惑行為の解消に取り組んでいます。
15	4 期間	イベント期間中のみの制限の場合、効果は期待できないと思います。期間限定ではなく「常時」にしてほしいです。 警察に通報しやすくなるため、道路や広場での飲酒行為を禁止する条例を定めてほしいです。	E	ご意見として伺います。 今回制定しようとしている条例の目的は、人が集まって路上等で飲酒することにより、迷惑行為や雑踏事故が発生する危険性が高いと考えられる新宿駅周辺地域において、ハロウィン時期等に限定した上で、路上飲酒を制限し、迷惑行為や雑踏事故による危険を未然に防止することです。 一方で、この条例で規制しようとしている迷惑行為については、他人に迷惑を掛け、事故等の危険性が高い行為であることから通年での禁止を考えています。迷惑行為や犯罪につながるおそれのある危険な行為、各種法令違反があれば、110番通報をしてください。
16	4 期間	シネシティ広場周辺等における路上飲酒や路上喫煙、迷惑行為があり、本条例について非常にありがたく存じております。しかしながら、上記の行為はハロウィン等のイベント時のみの発生ではなく、日常的(ほぼ毎日)に発生しており、特定の期間のみの実施ではなく恒常的なものとしていただかなくては、効果がない、且つ、条例の目的である「迷惑行為の防止」や「新宿駅周辺地域の安全で秩序ある環境の確保」の達成とは程遠いものになってしまうのではないかと考えております。酒類販売自粛の恒常的な対応が難しいということであれば、酒類販売自粛は特定期間のみに限定し、路上飲酒(喫煙)や迷惑行為は、恒常的に条例で禁止するなどの代替案についてもご検討いただけますと幸いです。	E	ご意見として伺います。 今回制定しようとしている条例の目的は、人が集まって路上等で飲酒することにより、迷惑行為や雑踏事故が発生する危険性が高いと考えられる新宿駅周辺地域において、ハロウィン時期等に限定した上で、路上飲酒を制限し、迷惑行為や雑踏事故による危険を未然に防止することです。 ハロウィン時期等において、路上飲酒の制限を実効性のあるものとするためには、酒類の販売自粛を要請する必要があると考えます。 一方で、この条例で規制しようとしている迷惑行為については、他人に迷惑を掛け、事故等の危険性が高い行為であることから通年での禁止を考えています。 シネシティ広場における迷惑行為への対応については、道路交通対策やたばこのポイ捨てに対する監視・指導、清掃活動等により対応しているところですが、これらの対策を継続してまいります。 また、路上喫煙の禁止については「新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例」に定め、恒常的に道路等における受動喫煙等の被害の防止に取り組んでいます。

No.	意見項目	意見要旨	意見の反映等	区の考え方
17	4 期間	客引き防止条例のようにまずはこの条例案で行い、追って実効性が乏しいとなれば期間延長やエリアを限定する改正を行うことも考えられます。新宿駅周辺地域では「日常的な路上飲酒行為をやめさせたい」と考えています。今回の案ではあまりにも実効性が乏しすぎ、全く主旨の達成に対する期待が持てません。	E	ご意見として伺います。 今回制定しようとしている条例の目的は、人が集まって路上等で飲酒することにより、迷惑行為や雑踏事故が発生する危険性が高いと考えられる新宿駅周辺地域において、ハロウィン時期等に限定した上で、路上飲酒を制限し、迷惑行為や雑踏事故による危険を未然に防止することです。 ハロウィン時期においては、区職員によるパトロールや警備員の増員により、体制を強化し、実効性を確保できるよう取り組みます。 シネシティ広場における迷惑行為への対応については、道路交通対策やたばこのポイ捨てに対する監視・指導、清掃活動等により対応しているところですが、これらの対策を継続してまいります。
18	4 期間	期間について、「イその他、区長が特に必要と認める期間」がある意味自由に規制できることにもなるので危険と思います。	E	ご意見として伺います。 今回制定しようとしている条例の目的は、人が集まって路上等で飲酒することにより、迷惑行為や雑踏事故が発生する危険性が高いと考えられる新宿駅周辺地域において、ハロウィン時期等に限定した上で、路上飲酒を制限し、迷惑行為や雑踏事故による危険を未然に防止することです。 一方で、同様の状況がハロウィン時期以外で発生しないとは言いきれないため、同様な状況が発生する危険性が高いと見込まれる場合を「イ その他区長が特に必要と認める期間」とするものであり、期間を自由に設定するものではありません。
19	5 指導	ビルの敷地内であれば声掛けして立退かしていますが、ビル周辺の飲酒対応まですることは現実的には難しいです。監視・注意声掛けは新宿区側で人員を増やして強化していただきたいです。	B	ご意見の趣旨は、区の方針と同じです。 今回制定しようとしている条例の目的は、人が集まって路上等で飲酒することにより、迷惑行為や雑踏事故が発生する危険性が高いと考えられる新宿駅周辺地域において、ハロウィン時期等に限定した上で、路上飲酒を制限し、迷惑行為や雑踏事故による危険を未然に防止することです。 ハロウィン時期は、区職員によるパトロールや警備員の増員を検討していますが、引き続き地域の皆様のご協力をお願いいたします。
20	5 指導	路上喫煙禁止が実現出来ていないので、路上飲酒制限を実現するには罰則が必要だと思います。	E	ご意見として伺います。 路上飲酒については、罰則により規制するのではなく、マナーを守るということを基本とした上で、路上飲酒を起因とした迷惑行為や来街者の過度な集中による雑踏事故を防止するために、来街者や事業者と協力を求めていくという考えです。
21	5 指導	直接の解決にはなりませんが、この広場も含めた近隣地域において、路上飲酒禁止条例と路上喫煙禁止条例の制定を提案いたします。罰則等の警察権を利用してそれらを禁止することで、完全に排除できるかは不明ですが、大幅に効果が望めると思います。助けを求めている若者のためにも、町の美観のためにも、ご検討の程どうぞよろしくお願いいたします。	E	ご意見として伺います。 今回制定しようとしている条例の目的は、人が集まって路上等で飲酒することにより、迷惑行為や雑踏事故が発生する危険性が高いと考えられる新宿駅周辺地域において、ハロウィン時期等に限定した上で、路上飲酒を制限し、迷惑行為や雑踏事故による危険を未然に防止することです。 一方で、路上飲酒については、罰則により規制するのではなく、マナーを守るということを基本とした上で、路上飲酒を起因とした迷惑行為や来街者の過度な集中による雑踏事故を防止するために、来街者や事業者と協力を求めるという考えです。 路上喫煙の禁止については「新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例」に定め、恒常的に道路等における受動喫煙等の被害の防止に取り組んでいます。

No.	意見項目	意見要旨	意見の反映等	区の考え方
22	5 指導	実効性に疑問があります。 条例案は指導することしかできず、特に罰則(過料)等が無く強制力が無いので、実効性があまりないと考えられます。 ただ、条例に罰則を追加すればいいわけではなく、既存の法令で対応することが可能であると思います。 現状、「酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律」や「東京都迷惑防止条例」があるので新たに条例を作る必要がないと考えます。	E	ご意見として伺います。 路上飲酒については、罰則により規制するのではなく、マナーを守るということを基本とした上で、路上飲酒を起因とした迷惑行為や来街者の過度な集中による雑踏事故を防止し、来街者や事業者に協力を求めているという考えです。 条例で規制しようとしている迷惑行為については、法律に定義されていないものです。条例制定後は、各種法令及び条例に基づき、パトロール体制を強化し、実効性を確保できるよう取り組みます。
23	5 指導	迷惑行為の項目に広場(道路)への滞留や物品放置、路上喫煙の追記および路上飲酒(喫煙)ならびに迷惑行為に関して、現在警備を実施している委託業者に指導権限を付与していただく等のご対応は可能でしょうか。	F	ご質問に回答します。 今回制定しようとしている条例で規制しようとしている迷惑行為については、法律に定義されていないものです。滞留や物品放置が通行の妨げになる場合、路上喫煙については、法令で定められていることから、条例による規制は考えていません。 条例による指導は、行政指導であるため、区の職員のみが行うことができます。 委託警備会社には、条例で禁止されている旨を教示し、注意を行ったり、広報啓発活動を行うことです。
24	6 迷惑	シネシティ広場では住所不定者等による居座り、居住、酒盛りが日常的に横行し酒類容器のゴミは散乱し放尿し、全くの迷惑行為が横行していました。しかし今回仮にこのまま条例が施行されても案文にある「迷惑行為の禁止」記載によってこれらの行為が止められるのでしょうか？ぜひとも内容の見直しをお願いする次第です。	E	ご意見として伺います。 今回制定しようとしている条例の目的は、人が集まって路上等で飲酒することにより、迷惑行為や雑踏事故が発生する危険性が高いと考えられる新宿駅周辺地域において、ハロウィン時期等に限定した上で、路上飲酒を制限し、迷惑行為や雑踏事故による危険を未然に防止することです。 シネシティ広場における迷惑行為への対応については、道路交通対策やたばこのポイ捨てに対する監視・指導、清掃活動等により対応しているところですが、これらの対策を継続してまいります。
25	6 迷惑	新宿駅周辺地域にて、様々な路上における迷惑行為が顕著化していますが、安心安全な街づくりを目指すためにも、ハロウィン期間以外でも何らかの取り組みを条例にこだわらず検討すべきであると考えます。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 今回制定しようとしている条例では、迷惑行為として、火気を使用する行為、街路灯・建造物等による行為、音響機器等により音を異常に大きく出す行為を明示しており、他の迷惑行為、危険行為についても、各種法令に定義されていないものを想定しています。 新宿駅周辺地域における迷惑行為への対応については、道路交通対策やたばこのポイ捨てに対する監視・指導、清掃活動等により対応しているところですが、これらの対策を継続してまいります。
26	6 迷惑	迷惑行為の禁止事項の中に、下記も明文化してほしい。 ①ごみのポイ捨て条例に関わること(回収容器及び定められた場所以外にみだりにゴミを捨てる行為) ②道路交通法の禁止行為(第76条)に関わること(酒に酔って交通の妨害となるような程度でふらつくこと/交通の妨害となるような方法で寝そべり、すわり、しゃがみ、また立ち止まっていること)	E	ご意見として伺います。 今回制定しようとしている条例で規制しようとしている迷惑行為については、法律に定義されていないものです。犯罪行為はそれぞれの法令で定められていることから、迷惑行為には入れていません。 なお、ポイ捨ての禁止については「新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例」の中で、ごみは回収容器に収納し、又は持ち帰ることについて、区民等の責務として規定しています。道路交通法や道路法に関する禁止行為があった場合には、その都度対応していきます。各種法令に基づき、区民、事業者、来街者に広く周知啓発を行い、きれいなまちづくりを進めていきます。

No.	意見項目	意見要旨	意見の反映等	区の考え方
27	7 その他	コンビニ等でお酒の販売をしているため、路上飲酒制限等に関する声掛けやポスター掲示が必要だと思えます。	B	ご意見の趣旨は、区の方向性と同じです。 条例制定後すぐに、路上飲酒の制限や迷惑行為の禁止に関する広報を行います。また、路上飲酒の制限を行うに当たり、十分な周知期間を設け、酒類販売店へ販売自粛の要請を行い、その際に路上飲酒の制限に関する声掛けやポスターの掲示を依頼するなど、様々な方法により、周知を図ってまいります。
28	7 その他	煙草も規制や罰則を設けて欲しいです。新宿区には歩きタバコの条例はあっても罰則がありません。それを良いことにあちこちで煙草を吸い、あげくポイ捨てしていきます。罰則が無理でしたらせめて排水溝の蓋をポイ捨て対策として物が落ちない造りなり工夫をして欲しいです、お願いいたします。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 区では、路上喫煙禁止パトロールをはじめ、区民や事業者等と連携して周知啓発するなど様々な取組みにより喫煙者のマナー向上に努めています。また、新宿区は昼夜を問わず様々な人が多数訪れる地域特性があり、罰則を適用する際に公平性を保つことが困難であることから、条例に罰則を設けていません。 排水溝については、付近に路上喫煙禁止についての表示物を掲出するなど、より効果的な周知を実施していきます。
29	7 その他	景観保護や怪我防止のため、飲酒後の容器を投げ捨てて割った場合の罰則を設けてほしいです。	E	ご意見として伺います。 空き瓶を捨てる行為については、「新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例」により規制されており、罰則も規定されています。 したがって、今回制定しようとしている条例において、改めて規定する必要がないと考えています。
30	7 その他	路上飲酒制限をする場所に大久保方面なども入れた方がいいと思います。	E	ご意見として伺います。 今回制定しようとしている条例の目的は、人が集まって路上等で飲酒することにより、迷惑行為や雑踏事故が発生する危険性が高いと考えられる新宿駅周辺地域において、ハロウィン時期等に限定した上で、路上飲酒を制限し、迷惑行為や雑踏事故による危険を未然に防止することです。 これまで、来街者が集中するのは主にシネシティ広場であることから、対象地域を限定しています。 したがって、多くの人が集散的に集まる可能性が高いシネシティ広場を中心とした歌舞伎町周辺を規制すべきだと考えており、現時点で、大久保方面については、規制するまでの必要性は低いと考えています。
31	7 その他	基本的な建付けが例えばシネシティ広場の路上飲酒禁止等には全く対応できていないと思います。あくまで、ハロウィン対策に限定されている、と読み取れます。 また、エリアが東口周辺に限定されていますが、SNS等によって規制の反動による西口周辺への殺到も予想されます。エリアは東口および西口として欲しいです。	E	ご意見として伺います。 今回制定しようとしている条例の目的は、人が集まって路上等で飲酒することにより、迷惑行為や雑踏事故が発生する危険性が高いと考えられる新宿駅周辺地域において、ハロウィン時期等に限定した上で、路上飲酒を制限し、迷惑行為や雑踏事故による危険を未然に防止することです。 これまで、来街者が集中するのは主にシネシティ広場であることから、対象地域を限定しています。 新宿駅西口周辺については、飲食店が椅子やテーブルを出して飲酒させることを問題と捉え、警察と連携した監察指導等の対応を行っており、これらの対策を継続してまいります。

No.	意見 項目	意見要旨	意見の 反映等	区の考え方
32	7 その他	対象として記載のある新宿駅東口エリアのみではなく、新宿駅西口エリアも新宿駅周辺エリアを対象とすべきです。理由として今回の条例骨子ではハロウィン時の渋谷駅周辺からの人流変化が背景にあると想定していますが、人流変化の予測はつきにくく対象エリアを広く設定することが、新宿区として対策を行っているPRにつながることや、今後の備えも含めて、効果性は高いと考えられます。	E	ご意見として伺います。 今回制定しようとしている条例の目的は、人が集まって路上等で飲酒することにより、迷惑行為や雑踏事故が発生する危険性が高いと考えられる新宿駅周辺地域において、ハロウィン時期等に限定した上で、路上飲酒を制限し、迷惑行為や雑踏事故による危険を未然に防止することです。 これまで、来街者が集中するのは主にシネシティ広場であることから、対象地域を限定しています。 新宿駅西口周辺については、飲食店が椅子やテーブルを出して飲酒させることを問題と捉え、警察と連携した監察指導等の対応を行っており、これらの対策を継続してまいります。
33	7 その他	ト一横の問題ならば、通行妨害、不正道路使用、不正道路占有、未成年の飲酒の観点で対応できると思います。	E	ご意見として伺います。 今回制定しようとしている条例の目的は、人が集まって路上等で飲酒することにより、迷惑行為や雑踏事故が発生する危険性が高いと考えられる新宿駅周辺地域において、ハロウィン時期等に限定した上で、路上飲酒を制限し、迷惑行為や雑踏事故による危険を未然に防止することです。 通行妨害や道路の不正使用等については、道路交通法違反等で対応し、未成年の飲酒については、酒類販売店へ年齢確認の徹底について要請してまいります。
34	7 その他	路上飲酒する人がいると町が汚れるので、制限は確かに必要だと思います。迷惑な行為も禁止するとありますが、条例の名前だけ見ると、路上飲酒だけを制限する条例に見えてしまいます。他のことも含めて、条例の名前を考えなおして欲しいと思います。	A	ご意見の趣旨を反映します。 今回制定しようとしている条例の目的は、人が集まって路上等で飲酒することにより、迷惑行為や雑踏事故が発生する危険性が高いと考えられる新宿駅周辺地域において、ハロウィン時期等に限定した上で、路上飲酒を制限し、迷惑行為や雑踏事故による危険を未然に防止することです。飲酒のみの制限と受け止められないよう条例名を検討してまいります。